

災害時における 選挙事務 支援実例集

都道府県選挙管理委員会連合会 事務局長 清水大資 編
一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事 小島勇人

はじめに

『自然災害大国』とも呼ばれる日本では、毎年のように各地で台風や大雨、大雪、そして地震等による大きな被害が発生しています。

その被害は時に、公職の選挙の管理・執行にも大きな影響を及ぼしてきました。特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、一部の被災自治体で選挙人名簿や選挙関連機材の流失、選挙人の居所不明、選挙事務人員の不足など様々な問題が発生したため、目の前に迫っていた同年4月の第17回統一地方選挙等は延期が余儀なくされたことにより、選挙期日等を延期するための臨時特例法が制定され執行されました。延期された選挙については、幸いにも他自治体からの職員派遣等のサポートがあり、すべて無事に執行を終えることができましたが、社会インフラの復旧がままならない中での選挙管理・執行は非常に大きな困難を伴いました。

また、平成28年4月に熊本県では大地震、6月には豪雨による土砂災害が発生しました。これにより、7月10日投開票の第24回参議院議員通常選挙では、一部の被災自治体で投票所数の削減、他自治体での投票所設置などの緊急対応を余儀なくされるなど大きな影響を受けました。

こういった自然災害は日本中いつでもどこで発生しても不思議ではありません。豪雨や台風、火山の噴火のようにある程度被害の予想ができるものはもちろん、予測が難しい地震についても、各自治体で選挙の管理・執行への影響を最小限に収めるための事前の

準備や心構えが欠かせません。特に、地殻変動の活発化が指摘されている南海トラフ地震などを想定した対策は不可欠だといえるでしょう。

しかし、地震をはじめとした自然災害の被害状況は、災害の規模や発生した場所の地理的条件、天候や時間帯、自治体職員の数など様々な条件によって、大きく異なります。また、選挙の管理・執行に与える影響は、災害発生から選挙を行うべき期間までどのくらい時間があるのかによっても異なりますし、ある災害で得た教訓が、別の災害では必ずしも有効とは限らないということになります。全自治体を対象とした標準化した画一的な選挙執行の「災害対策マニュアル」は存在しないのです。むしろ災害時には「マニュアル」にとらわれ過ぎることが、安全で適正な選挙の管理・執行の妨げになることも考えられます。被災時の選挙管理事務に求められるのは、マニュアルではなく、選挙人の安全と法令の規定を優先としつつ臨機応変になすべきことを的確に行う「柔軟性」です。たとえば P.230 で紹介する熊本県南阿蘇村では、豪雨による影響を見越したうえで選挙管理委員会が投票所の数削減の方針を迅速に打ち出したことが功を奏して、外部からのサポートを受けずに安全かつ適正な選挙を執行することができました。

では、その柔軟性を培うためには何が必要なのでしょう。

それは、各被災自治体の選挙管理委員会の実体験に基づく記録から学ぶことに他なりません。彼らがどのような課題に直面し、それをどのようにして克服したのかを学んでおくことが有力な危機管理の一つとなるでしょう。その学んだ知識は「万が一」のときに、皆さんの選挙の管理・執行事務にきっと役立つはずで

本書では東日本大震災を始め、地震や台風、豪雨などの自然災害の被害を受けながらも選挙の管理・執行事務を全うした各自治体の選挙管理委員会職員、また、被災自治体での支援活動に従事した外部自治体の選挙管理委員会職員による貴重な記録を多数収録しています。ぜひ繰り返しお読みいただき、取り分け災害非常時の選挙の管理・執行の備えに役立てていただければ幸甚です。

2017年2月吉日

都道府県選挙管理委員会連合会 事務局長 清水 大資
一般社団法人 選挙制度実務研究会 代表理事 小島 勇人

目 次

第1章-1	東日本大震災	選挙事務支援実施までの経緯 ……	9
①	人的支援実施までの経緯	……………	10
②	物的支援実施までの経緯	……………	27
第1章-2	東日本大震災	選挙事務支援の実録 ……	31
①	人的支援の概要	……………	32
②	物的支援の概要	……………	47
	〈CASE1〉 岩手県陸前高田市への支援 (川崎市選挙管理委員会事務局) ……		50
	〈CASE2〉 宮城県気仙沼市への支援 (東京都内区市選挙管理委員会 「チーム気仙沼」) ……		85
	〈CASE3〉 福島県への支援 (都道府県選挙管理委員会連合会) ……		108
第1章-3	東日本大震災	被災地における 選挙事務支援の課題 ……	151
第2章	新潟県中越沖地震：新潟県 ……		157
①	新潟県選挙管理委員会の記録	……………	158
②	柏崎市の記録	……………	166

第3章 大型台風：鹿児島県	175
① 鹿児島県選挙管理委員会の記録	176
② 南大隅町選挙管理委員会の記録	183
第4章 大津波警報：青森県	187
① 青森県おいらせ町の記録	188
第5章 熊本地震：熊本県	199
① 熊本地震の概要	200
② 総務省による地震被災自治体訪問調査	201
③ 熊本県選挙管理委員会の記録	216
④ 南阿蘇村選挙管理委員会の記録	230
第6章 関係資料	235

第1章-1

東日本大震災

選挙事務支援実施までの経緯

1. 人的支援実施までの経緯

経緯1 震災特例法の公布・施行

～57団体（68選挙）の選挙期日が延期に

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響で第17回統一地方選挙（同年3月24日告示、4月10日投開票）の執行が困難であると総務大臣が指定する地方選挙について、その期日を延期するための特例法が平成23年3月18日に成立、22日に公布・施行された。これによって、統一地方選挙対象の60の選挙の期日が平成23年9月22日まで延期できることになった。

その後、震災特例法は統一地方選挙対象以外の選挙にも拡大適用するための改正が平成23年5月20日に行われた。さらに同年8月3日には、当初の延期期日では実施が困難として期限を同年12月31日まで再延期する改正が行われ、結果として東日本大震災の影響により計57団体の68の選挙で選挙期日が延期されることとなった。なお、延期された選挙のうち最後に執行されたのは同年11月20日執行の福島県議会議員選挙等であった。

「震災特例法の制定経緯」

月 日	内 容
3月11日	東日本大震災発生
16日	震災特例法案提出閣議決定
18日	震災特例法成立
22日	震災特例法公布施行 → 選挙期日の延長期限が、平成23年9月22日（法律施行日から6月を超えない範囲内）とされた。
24日	知事選挙（統一地方選挙）告示日 → 岩手県知事選挙延期
4月1日	県議会議員選挙（統一地方選挙）告示日 → 岩手県、宮城県及び福島県議会議員選挙延期
5月20日	震災特例法の一部改正法成立
27日	震災特例法の一部改正法公布施行 →①法律名「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に変更。 ②延期対象選挙の拡大
8月3日	改正震災特例法の一部改正法成立
10日	改正震災特例法の一部改正法公布施行 →①選挙期日の延長期限が、平成23年12月31日とされた。 ②地域の実情等に応じて、告示日の前倒しも可能となった。

「震災特例法により選挙期日が延期された団体」

番号	県	団体名	任期満了日		特例選挙期日(H23)	投票率			
			長	議員		長		議員	
						今回	前回	今回	前回
1	岩手県		4月29日	4月29日	9月11日	59.9%	68.5%	60.6%	69.5%
2	岩手県	盛岡市	(9月1日)	5月1日	8月28日	(無投票)	(30.9%)	48.9%	54.4%
3	岩手県	久慈市		4月29日	8月7日			70.5%	78.3%
4	岩手県	陸前高田市		4月29日	9月11日			77.7%	82.2%
5	岩手県	釜石市		8月31日	9月11日			68.1%	72.3%
6	岩手県	二戸市		4月30日	7月31日			66.4%	73.8%
7	岩手県	雫石町		5月8日	7月31日			71.0%	76.4%
8	岩手県	滝沢村		4月30日	7月31日			50.5%	56.2%
9	岩手県	大槌町	5月7日	(8月31日)	8月28日	73.4%	78.1%	(73.4%)	(79.6%)
10	岩手県	山田町		4月29日	9月11日			71.1%	77.6%
11	岩手県	田野畑村		4月30日	8月28日			無投票	89.4%
12	岩手県	普代村	4月30日	4月30日	6月26日	86.9%	無投票	86.9%	83.3%
13	岩手県	野田村		4月29日	8月7日			82.2%	83.2%
14	岩手県	洋野町		4月30日	6月19日			75.3%	82.5%
15	宮城県			4月29日	11月13日			41.7%	50.5%
16	宮城県	仙台市		5月1日	8月28日			40.0%	46.4%
17	宮城県	塩竈市	4月30日	4月30日	9月11日	56.8%	57.3%	56.8%	57.3%
18	宮城県	白石市		4月29日	7月31日			63.7%	71.6%
19	宮城県	名取市(※1)		6月20日	11月13日			無投票	54.3%
20	宮城県	多賀城市		4月30日	9月11日			47.8%	49.9%
21	宮城県	村田町	5月24日	8月3日	8月28日	80.1%	80.5%	80.0%	81.0%
22	宮城県	川崎町	5月8日		8月28日	80.6%	82.4%		
23	宮城県	亶理町		4月30日	11月13日			57.1%	59.9%
24	宮城県	山元町		4月30日	11月13日			67.4%	74.2%
25	宮城県	松島町	4月21日		9月11日	68.5%	無投票		
26	宮城県	七ヶ浜町	4月29日	4月29日	9月11日	無投票	無投票	無投票	65.8%
27	宮城県	利府町		4月29日	9月11日			50.4%	55.9%
28	宮城県	大郷町		6月30日	9月11日			81.9%	83.4%
29	宮城県	富谷町		4月29日	9月11日			55.2%	無投票
30	宮城県	大衡村		4月29日	9月11日			80.8%	83.4%
31	宮城県	色麻町	4月29日		8月28日	83.1%	無投票		
32	宮城県	加美町	6月16日		8月28日	76.4%	75.8%		
33	宮城県	女川町	9月18日	4月29日	11月13日	無投票	無投票	70.1%	82.3%
34	福島県			4月29日	11月20日			47.5%	57.0%
35	福島県	福島市		4月30日	7月31日			42.4%	56.8%
36	福島県	会津若松市	4月26日	4月29日	8月7日	60.0%	69.5%	60.0%	69.5%
37	福島県	郡山市		4月30日	9月4日			43.1%	56.9%
38	福島県	白河市	(7月28日)	4月30日	7月10日	(64.9%)	(71.6%)	64.9%	69.1%
39	福島県	須賀川市		4月29日	9月4日			60.5%	71.2%
40	福島県	相馬市		4月29日	11月20日			69.0%	75.1%
41	福島県	国見町		4月29日	6月19日			無投票	80.3%
42	福島県	川俣町		4月29日	11月20日			69.9%	77.2%
43	福島県	鏡石町		4月29日	9月4日			66.5%	無投票
44	福島県	楡枝岐村	4月30日	4月30日	5月29日	無投票	96.6%	無投票	96.6%
45	福島県	磐梯町	4月30日	4月30日	6月26日	83.6%	無投票	83.6%	無投票
46	福島県	猪苗代町	4月26日		6月26日	72.5%	80.3%		
47	福島県	会津坂下町	4月29日		6月26日	無投票	無投票		
48	福島県	柳津町	4月29日		6月26日	無投票	88.1%		
49	福島県	昭和村		4月29日	6月26日			91.4%	無投票
50	福島県	西郷村		4月29日	8月28日			64.7%	69.3%
51	福島県	広野町		4月29日	11月20日			75.3%	88.0%
52	福島県	川内村		4月29日	11月20日			85.3%	93.9%
53	福島県	大熊町	9月19日	10月31日	11月20日	68.3%	無投票	68.3%	無投票
54	福島県	双葉町		4月29日	11月20日			63.7%	81.5%
55	福島県	葛尾村		4月29日	11月20日			88.1%	89.1%
56	福島県	新地町		4月29日	11月20日			80.5%	82.8%
57	茨城県	水戸市	4月26日	4月30日	5月29日	47.7%	53.3%	47.7%	53.3%

※1 宮城県名取市については、欠員による補欠選挙を延期しているため、任期満了日欄には当該補欠選挙事由の発生日を記載。

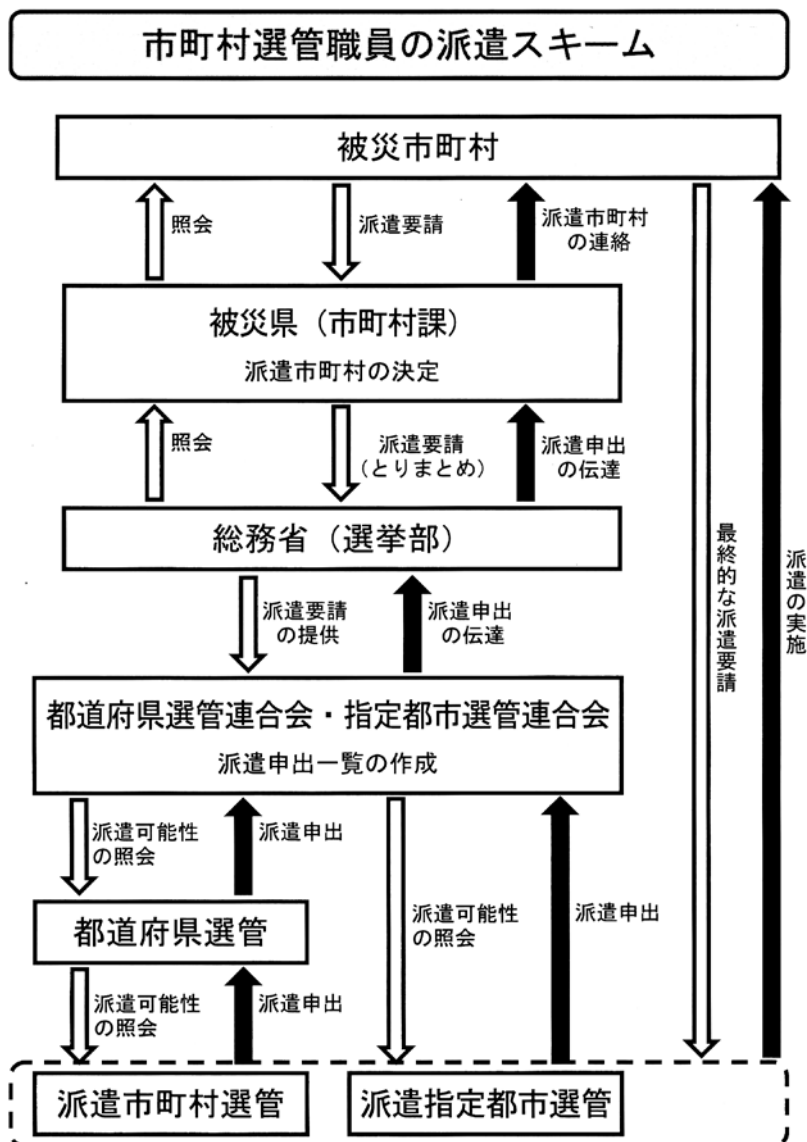
※2 () 書きは、震災特例法により延期された選挙ではなく、公職選挙法第33条の規定に基づく選挙。

経緯2 支援実施のための模索 ～総務省が支援スキーム(案)を提示

一方、被災地以外の自治体では、予定通り4月10日に統一地方選挙を執行した。東京都でもガソリン不足や計画停電が続く中、都知事選挙を含む選挙が大過なく執行された。そこで、東京都選挙管理委員会では、選挙期日が延期された被災地への支援方策について事務局内で検討を行い、人的・物的支援の可能性について都内区市町村の選挙管理委員会に対してアンケート調査を実施し、併せて意見を募った。その結果、比較的人口規模の大きな都内区市の選挙管理委員会を中心に、相当な支援が見込めることが明らかになった。

総務省選挙部においても、すでに被災自治体における選挙執行上の支援ニーズの把握とともに支援体制の構築が進められており、5月27日には総務省選挙部から、都道府県選挙管理委員会連合会(会長：東京都)と指定都市選挙管理委員会連合会(横浜市)に支援体制構築の打診がなされた。具体的には両会を通じた支援体制、支援スキーム構築の提案で、次のようなスキーム案が提示された。

前述のとおり、すでに都内区市町村を対象にアンケートを実施して物的支援の可能性について概ね把握していた東京都選挙管理委員会では、都道府県選挙管理委員会連合会事務局や指定都市選挙管理委員会連合会事務局と直ちに協議し、総務省提示のスキームでの支援が可能であるとの合意に至った。



経緯3 支援第1号 岩手県陸前高田市からの支援要請 ～事前調査を経て川崎市選挙管理委員会が支援へ

こうして、総務省と都道府県選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会の3者が連携することにより全国規模で支援体制を整えることが決定し、詳細の設定に入ろうとしていた平成23年6月9日に、岩手県陸前高田市から総務省に支援要請が届いた。陸前高田市選挙管理委員会では、岩手県知事選挙、岩手県議会議員選挙、陸前高田市議会議員選挙の3つの選挙を同年9月11日に同時執行する予定であるという。

この要請を受けて、都道府県選挙管理委員会連合会と指定都市選挙管理委員会連合会で協議した結果、東京都を含めた各都道府県選挙管理委員会ではまだ支援の準備が整っていないことから、この時点での支援は見送ることに決定。代わりに、すでに内部調整を済ませて選挙事務への人的支援に強い意欲を表明していた川崎市選挙管理委員会に指定都市選挙管理委員会連合会を通じて打診、同月14日には川崎市選挙管理委員会が陸前高田市への支援を担当することが正式に決定した（川崎市の陸前高田市での支援報告は P.50 を参照）。

支援開始に先だち、東京都、横浜市、川崎市の各選挙管理委員会は共同で事前調査を実施、6月16日、17日の日程で岩手県庁、同県東京都支援事務所、陸前高田市等を訪問して現地状況の把握や同市の選挙管理委員会職員との意見交換を行った。